

公 告

令和8年1月30日

日本年金機構健康保険組合
理事長 安部 隆



令和8年度任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

当組合の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、本年4月1日より次の額となりますので公告します。

記

標準報酬月額の上限	320,000円
適用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

〈参 考〉

○健康保険法(抜粋)

(任意継続被保険者の標準報酬月額)

第四十七条 任意継続被保険者の標準報酬月額については、第四十一条から第四十四条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする。

- 一 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- 二 前年(一月から三月までの標準報酬月額については、前々年)の九月三十日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額((中略))を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額